

## 岐阜県農政部施設等評価に関する検討会 議事要旨

### 1 日時

平成27年11月16日（月） 10:30~11:50

### 2 場所

岐阜県庁6階 6南1会議室

### 3 議題

平成27年度農政部施設等評価に関する検討会に諮る事業効果地区について

（評価対象事業）

強い農業づくり交付金

鳥獣被害防止総合対策交付金

### 4 議事要旨

#### 【強い農業づくり交付金】

- 事業実施により玄米色彩選別装置が導入され一等米比率が格段に上昇している。この機械導入により厳しく選別され一等米比率が上がったのか、それとも導入を機に地域で様々な取組が行われ一等米比率が上がったのか説明をいただきたい。

→単にこの色彩選別機を入れただけでは一等米の比率は上がらない。導入を機に生産者の方でしっかり防除を行い、一等米を作ろうとする意識の向上が図られたのが一番の要因。ハツシモの品種が平成22年を境に品種がハツシモSLに代わっており、品種が改良されたことにより一等米比率が上がっている。

（農産園芸課長）

- 米の品質（特A）や銘柄米の岐阜県におけるあり方について少し説明をお願いする。

→特Aについては、飛騨のコシヒカリが認定されかなり引き合いがあるところ。

ハツシモについても、特Aをめざし食味を測る機械を導入するなどして、今後どのような栽培をすればよいかという観点で検討を進めているところ。

特Aというのは味の観点であり、併せて等級の高いコメも求められることからこのような色彩選別機を導入することは、米の販売力向上には効果がある。

（農産園芸課長）

#### 【鳥獣被害防止総合対策交付金】

- 事業対象地区と未実施地区の対比の説明をいただいた。対象地区で事業実施したことによる未実施地区における影響をどのように推測または想定されているのかを教えてください。

- P11に揚げた5市町については、受益面積の数値が非受益面積の数値を比較してかなり小さいということをご理解いただけたらと思う。ただし、非受益面積に該当する部分の全てが被害影響範囲であるかどうかというところとそうとは言い切れない部分もある。受益面積以外のところに広がりつつあることは確実に言うことは出来るが、非受益面積全体で被害が増えているかどうかは詳しくは分析出来ていない。ただし、5市町以外のA判定の8市町については、以前より被害対策に力を入れて取り組んでいただいているところであり、その分被害が広がりそうな地域を網羅して対策が講じられてきたと考えられることから、被害自体はかなり抑えられている。この5市町については、今後の被害拡散が想定されることも踏まえた対策を進めていきたいと考えている。（農村振興課技術課長補佐）
- 対策が実施されているところは、被害額が概ね減少しており事業効果があることは理解できる。たとえば単価が高い農作物を生産され、対策が未実施の地区は被害額が高くなる傾向にあるのか？
- 被害農作物については単価の高いもの、低いものいろいろある。高い単価のものが増えれば相対的に金額は増える。ただし、従来より被害が出ている作物についてはかなり特定されてきているところ。特に山際に作付されている作物は被害が大きい状況であり、平場については主要三獣種である、イノシシ、ニホンジカ、サルの被害はほとんど出ていない状況。まずは、従来から被害のある作物等について対策を講じ、その他に広がりを見せていけば別途対策を講ずることとなる。被害作物自体の変化はあまりないのが現状である。（農村振興課技術課長補佐）
- P11を見て、対策地区と未実施地区の状況が良く分かった。事業対象地区であればもう少し効果があるのかと思っていた。そのあたりについて説明を願う
- 事業実施地区ごとに、受益となる範囲の設定が様々である。
- 水田一筆を4面とも柵で囲う地区もあれば、被害対象面積が大きくコスト面を考え山際（里地と山との境目）に沿って柵を設置する地域もある。
- 4面とも囲えば被害は大幅に削減されるが、山際に設置するだけでは、道路や河川等を含め、すべての侵入経路を遮断することが出来ず被害を0にするところまでは至らない場合もある。
- 柵を張ったから終わりではなく、そういうところについては毎年検証、検討を行っていくことが大切である。（農村振興課技術課長補佐）
- 効率的に対策を実施していくうえでICTの活用等はされているか。
- 現在ICTの活用ということで、各地域で取り組んでいただいているところ。

簡易なものであればセンサーカメラを設置して、加害獣の移動経路や頭数、時刻を計測し、罠の設置場所を変えるなどの確実に捕獲するための対策につなげたりしている。また、設置した罠を毎日見まわるのは大変であることから、遠隔で捕獲状況が通知されるシステムの活用等も始まっている。（農村振興課技術課長補佐）

- 防護柵の対策だけでなく、捕獲の方と連携して対策が実施されているとのこと。  
中山間地域などでは、防護柵が張り巡らされていると思われるが、県下全体では、必要な箇所に整備されている割合はどれくらいあるか。  
→正確な数値はなかなか申し上げられない。ここ数年、毎年2～3億円という金額をつぎ込んでいるが、毎年同じような額の要望が上がってくる状況を踏まえるとまだ十分な柵の設置は出来ていない状況。また、シカやイノシシについては個体数も増えているといわれており、生息範囲も広がりを見せている。今まで、目撃情報が無かった東濃地域でもシカの被害が増えており、従来の対策では対応できない部分もでてきているような状況。（農村振興課技術課長補佐）
- 防護柵の耐用年数はどのくらいか？特に、今までの対策から更に対策を進めていくという観点からいくとその当たりの兼ね合いはどうか？  
→現在補助事業で導入したネット柵などは5～8年、金網柵は14年ということで耐用年数が設定されている。ただ、耐用年数以内でも大型のイノシシなどが衝突し破損した例は多数ある。一か所だけ穴があいたら、侵入ルートが出来てしまうため、設置したから終了ではなく導入後の維持管理が大切だということも事業主体に事あることにお話ししている。業者に柵の設置を依頼するとなかなか補修、改修が集落の方々でできないことが課題となっている。県としては、直営施工できるような柵の導入を推進させていただいているところ。設置に当たっては労力等の負担は必要であるが、経費を低く抑えることができ、自らで補修できるなどのメリットがある点から導入を勧めている。
- 電牧柵については、事故の発生が報道されたところ。その当たりの指導はどのようにされているか。  
→電牧柵については、事故を受けて調査を実施したところ交流電源を直接柵に接続しているところはなかった。ただし、電牧柵が設置されていることを示す表示が不十分なところが散見されたため、表示の徹底等改善措置を図っていただいたところ。補助事業で導入されたものは市町村等で確認できるが、個人で設置される場合もあるため、販売業者、農協等に対しても、その辺りも含めた指導をお願いしているところ。（農村振興課技術課長補佐）
- 市町村の職員の方の猟銃の免許取得への抵抗等はないか。

→直接、皆さんに話を伺ったわけではないが、やはり銃を持つということに対してはかなりの抵抗というか、おそれ多いといった点もあったと思われる。

ただ、それ以上に地域で困っているという状況について承知されており、H24～26で11名だった免許取得者が、H27では11名（予定）ということで、狩猟者の高齢化の進行等に伴い捕獲の担い手が減る中、職員自らがその役を買ってでざるをえないという危機感が表れているものと思われる。（農村振興課技術課長補佐）

- 捕獲した後の処理の流れが重要だと思うが、そのあたりは現在どのようになっているか。たとえばジビエ料理への流通とか

→捕獲個体の処理については、現時点では数量など把握できていないのが現状。

捕獲された個体は捕獲場所で埋設処理されるのがほとんど。国や隣県の長野県などでは捕獲個体の1割弱が食肉として利用されていると言われており、本県でも同様の状況ではないかと思われる。ただ、食肉に回せる捕獲個体というものには様々な条件（時期、傷の有無、速やかな解体処理など）があり、食肉としての流通はなかなか難しいのが現状で、全てが食肉として流通できるとは考えていない。捕獲の強化に伴い、埋設等、捕獲個体の処分に係る担い手の負担が大きくなることが見込まれることから、市町村での焼却施設の整備等も今後進めていく必要があり、その支援も少しずつ行っているところ。また、ジビエとしての利用についても担い手の捕獲に対するモチベーションの高まりにもつながると思われるので、その点からも解体処理施設の増設や販路の拡大など、県として取り組んでいきたいと考えている。

（農村振興課技術課長補佐）

- 特にC評価であった鳥獣害対策については、評価については、事業実施地区と対象外の地区と分けないと効果が見えてこないことからその点は今後もはっきりさせる必要がある。それと同時に、どのような評価方法が最も適当なのか更に検討する必要があると思われる。岐阜県は、中山間地域も多く、面積も広大であり、中山間地域の生活面にも鳥獣害対策は、交通事故や森林管理の面からもより総合的な対策が必要と思われる。今後とも連携を深め、対策の充実等よろしく願います。